

京都ビジネス交流フェア 出展等の区分

展示区分

※基本的には選択いただいた区分により小間割及びガイドブックの掲載を行いますが、事務局の判断により、区分を変更させていただく場合がありますのでご了承ください。

ものづくり展示

金属加工	金属加工を選択する場合は、「切削・研削」、「鋳造・鍛造」、「製缶・板金・プレス」、「金型・治具」の中から自社の主な加工技術を1つ選択してください。
表面処理・熱処理・塗装	研磨、鍍金等の表面処理、熱処理、塗装等の加工を行っている場合はこちらを選択してください。
電気・電子部品・機器組立	設計を伴わない電気・電子部品の組立を行っている場合はこちらを選択してください。
樹脂加工	樹脂の加工を行っている場合はこちらを選択してください。
木工加工	木型製作等の木材の加工を行っている場合はこちらを選択してください。
ガラス・レンズ・フィルム等特殊加工	ガラス、レンズ、フィルム、石材等の特殊加工を行っている場合はこちらを選択してください。
試作	試作品の製造を行っている場合はこちらを選択してください。
生産設備関連	製品等を生産する設備の製造を行っている場合はこちらを選択してください。
その他	その他の基盤技術を用いて加工を行っている場合はこちらを選択し、内容を記入してください。

開発製品展（特別展）

次世代を見据え、注目される4つの分野で製品を開発する企業が一堂に会する特別展を行います。

計測・検査・センサ	計測・検査・センサに関わる製品を開発製造している場合はこちらを選択してください。
ヘルスケア・医療機器	ヘルスケア・医療機器に関わる製品を開発製造している場合はこちらを選択してください。
AI・IoT・DX・FA	AI・IoT・DX・FAに関わる製品を開発製造されている場合はこちらを選択してください。
新素材・高機能素材	新素材・高機能素材に関わる製品を開発製造している場合はこちらを選択してください。

産業リーディングゾーン展

各テーマに基づき京都府内で企業の集積を図り、次代の産業を創出する「産業リーディングゾーン」に関する企業の展示を行います。

アート&テクノロジー	アートとテクノロジーの融合による製品を製造している場合はこちらを選択してください。
フードテック	フードとテクノロジーの融合により食文化の活性化を図る製品を製造している場合はこちらを選択してください。

★★DX事例パネル展 同時開催！！★★ 展示会場・バーチャルパーク京都の2会場にて開催

DX化に繋がるデジタル化で具体的な課題がどのように解決したのか、効果が目で見て判る事例パネル展を併設開催。

募集対象⇒出展企業及びガイドブックのみ掲載企業も参加可能。自社アピールできます。

別途出展者募集いたしますので是非ご応募ください。

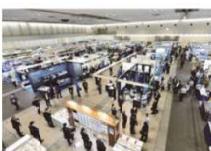


京都ビジネス交流フェア 2024 開催結果 2024年2月15日(木)~16日(金)

キラリと光る技術と京都特有の知恵を併せ持った中堅・中小企業 186 社 20 団体が出展し、会場内の各所で多くの商談が行われました。(総商談数 2,462 件)

前回に引き続き「ヘルスケア・環境（脱炭素）・DX」をテーマとした特別展を設置したほかオープンイノベーション枠として大企業 5 社が出展したことにより、幅広い来場者に足を運んでもらうことが出来ました。

また、「学生によるブース見学ツアーおよび企業とのトークセッション」を実施し、企業と学生の交流の場を創出しました。



京都ビジネス交流フェア2025

出展者募集のご案内

開催期間

2025.

2.13(木) ▶ 14(金)

10:00 - 17:00

開催場所

京都パルスプラザ

(京都府総合見本市会館)

出展申込締切

2024. 9. 6(金)

Ki21 公益財団法人
京都産業21

主催 京都府・公益財団法人京都産業21

募集要領

京都ビジネス交流フェア 2025

実施概要

特　長

「展示会」+「広域商談会同時開催」

京都府内企業の高度な加工技術力や製品開発力、生産性向上ツール等の紹介に加え、次世代のビジネスを見据えた「開発製品展（特別展）」及び「産業リーディングゾーン展」を設置し、新たな価値創造に寄与する中小企業をサポートします。同時に新規取引先の開拓を目的とした広域商談会を実施し、積極的なビジネスマッチングを推進します。

開催場所

京都リースプラザ（京都府総合見本市会館）京都市伏見区竹田鳥羽瀬町5
DX事例パネル展については、バーチャルパーク京都でも同時開催（VPK）<https://www.vp.kyoto>

会　期

2025年2月13日(木)～14日(金) 10:00～17:00
バーチャルパーク京都でのDX事例パネル展（開催期間）：2025年2月初旬～2月末予定

募集概要

出展資格

- (1) 中小企業基本法に基づく中小企業であること※1
- (2) 京都府内に生産拠点または開発拠点を有すること
- (3) 製造業または情報サービス業（ソフトウェア業等）であること
- (4) B to B マッチングを求める企業であること
- (5) 府税の滞納が無いこと
- (6) 反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力と一切の関わりが無いこと
- (7) 主催者が作成する要領や出展者マニュアル、その他主催者の指示を遵守できる企業であること

※1 資本金 3 億円以下又は従業員 300 名以下の企業が対象です。
グループ出展又はガイドブック掲載のみを希望される場合も同条件とさせていただきます。

募集規模

200小間

今年度より出展申込はWEBのみでの受付となります。

京都ビジネス交流フェア公式HP内のWEB出展申込フォームにてお申込み下さい。
[京都ビジネス交流フェア公式HP : https://www.ki21.jp/bp/](https://www.ki21.jp/bp/)

2024年9月6日（金）17:00

※予定小間数に達した場合は期日前に締め切る場合があります。
また、仮予約は受け付けられませんのでご了承下さい。

出展申込フォームでのお申込後、事務局より受付完了の旨をメールにてご連絡します。
その後、事務局にてお申込内容確認と本事業の趣旨を照らし合わせ、出展の承認・不承認の判断を実施し結果をメールにてご連絡します。

承認後、9月中旬を目処に事務局より請求書を発送します。出展料等を期日までにお振込み下さい。
なお、振込みにかかる手数料は出展者等のご負担とさせていただきます。

※9月7日（土）以降の申込みキャンセルには拘約（キャンセル）料がかかりますのでご了承下さい。

解約（キャンセル）日	解約（キャンセル）料
2024年9月6日以前	なし
2024年9月7日以降	出展料または掲載料の100%

申込締切

承認連絡

支払方法

振込期限

2024年10月25日（金）

※お振込みの際の受領書をもちまして、領収書に代えさせていただきます。

その他

災害や感染症の拡大等の不可抗力により本フェアを中止する場合は、事務局から出展申込者に対してすみやかにお知らせし、既に納入済みの出展料金は全部または一部（必要経費を差し引いた残額）を返還します。

問合せ先

（公財）京都産業21：市場開拓支援部（松井・大玉）
TEL:075-315-8590 FAX:075-323-5211 E-mail:bpstaff@ki21.jp

基本ブース仕様・料金

※記載内容以外の装飾は出展者の別途負担となります。

基本小間料 85,800円

（消費税込み・振込手数料別）

システムパネル仕様

W3000mm×D3000mm×H2700mm

展示台1台・パイプス2脚・蛍光灯1本

基本小間料には「京都ものづくり企業ガイドブック」掲載料を含んでいます。

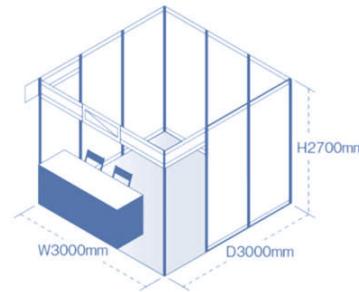
角小間希望は44,000円増しとなります

但し、設置可能小間数に限りがあり、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承下さい。

展示会場は京都リースプラザの大展示場および第1展示場を用います。

各展示の面積についても、事務局にて出展状況により判断します。

なお、展示場による出展料の差異はございません。



注意事項及び禁止事項

- ①基本小間には、バックパネル・サイドパネル・バラベット・キャッチフレーズ入り社名板・蛍光灯1本・展示台1台・パイプス2脚がセットとなっております。
- ②出展小間数は1社につき6小間を上限とします。
- ③角小間の場合、通路側のサイドパネルは設けません。
- ④画鋲よう、釘打ち、粘着テープは使用できません。
- ⑤小間（縦、横、高さ）からはみ出す装飾はできません。
- ⑥展示物は自社で製作（加工）したものに限ります。
※自社が代理店であって他社で製作したものの展示等はできません。
- ⑦隣接する小間へ影響を及ぼす臭気、音響（75dbを超えるもの）・発光を伴うものの展示及び演奏や集客のためのパフォーマンスなどについては固くお断りします。
- ⑧展示物の即売はできません。

展示会までの流れ



出展者説明会（12月初旬）

追加備品等申込み

前日準備 2/12（水）

展示会開催 2/13（木）,14（金）

※ 出展においては、当財団が運用するビジネスマッチングサイト「京都商談ナビ」へご登録下さい（別途案内あり）。
入力いただいた情報をガイドブックの原稿として反映いたします。

ガイドブックの掲載

- 出展者には1/2ページの無料掲載枠を確保しています。
ただしグループ出展の場合はこの限りではありません。
- ガイドブックへの掲載のみを希望される企業も同申込フォームでお申込み下さい。
- 本ガイドブックは、会期終了後も発注企業各社へのPR等に1年間利用します。
- 広告ページ・PR広告の掲載を希望される場合は、WEB出展申込フォーム内に申込項目がございますので、そちらからお申込み下さい。

①出展者	A4半1/2ページ	無料（会員登録料金含めます。）
②ガイドブック掲載	A4半1/2ページ	26,400円（消費税込み・振込手数料別）
	A4半1ページ	55,000円（消費税込み・振込手数料別）
③PR広告	A4半1/2ページ	33,000円（消費税込み・振込手数料別）

※天災・人災などの災害や感染症等の不可抗力により展示会が中止になった場合も本ガイドブックは作成いたします。

※①～③ともモノクロ印刷・③のPR広告については、完全版下（そのまま印刷できる状態）の金額です。デザイン・編集が必要な原稿は別途追加料金がかかります。

※ガイドブック掲載のお申込みについては、お申込みいただいた後、事務局からガイドブックの原稿となるマッチングサイト企業情報登録方法を案内します。

■申込方法

WEB出展申込フォームに必要な事項を入力のうえ、お申込み下さい。

■申込締切 2024年9月6日（金）17:00

申込書の提出後、請求書を送付いたします。掲載料を期日までにお振込み下さい。
※9月7日（土）以降のキャンセルには、お申込み料金が発生しますのでご了承下さい。

■振込期限 2024年10月25日（金）

※振込手数料につきましては、申込者でご負担をお願いします。
お振込みの際の受領書をもちまして、領収書に代えさせていただきます。

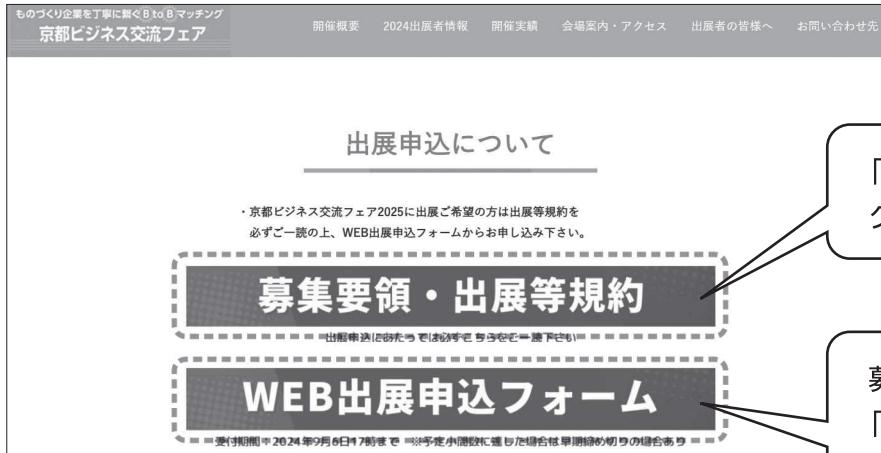
京都ビジネス交流フェア2025出展申込方法

①『京都ビジネス交流フェア』で検索し
京都ビジネス交流フェアの公式ホームページへ。
※今年度より出展申込はWEBのみでの受付となります。

京都ビジネス交流フェア

検索

②公式ホームページのトップページにある『出展等規約』をクリックし内容ご一読の上、
『WEB出展申込フォーム』をクリックし必要事項を入力しお申込みください。



「募集要領・出展等規約」を
クリックし内容ご確認ください。

募集要領・出展等規約をご確認後
「WEB出展申込フォーム」を
クリックし内容ご記入の上
お申込みください。

- ⑯ 学生に対する府内企業のPRを目的としたイベントを
予定しております
フェア期間中、学生による貴社ブース見学の可否について
選択ください
(当フェアは引き続きBtoBマッチングを主目的として
開催します)*
- 学生見学 可
 学生見学 不可

- ⑰ その他、ご要望等ございましたらご記入ください

WEB出展申込フォーム内の必要事項を入力後
最下部の『送信』をクリックしてください。

送信

③正常に申込が完了後、事務局より受付完了の旨をご連絡します。

④事務局により、申込内容が本フェアの趣旨に合致するか否かを判断し、判断結果をE-mailにてご連絡します。出展及びガイドブック掲載をお断りする場合もございますのでご了承の程お願いします。

京都ビジネス交流フェア出展等規約

1. 出展等資格

- 出展又はガイドブックの掲載を申込むときは次の各号に掲げるすべての条件を満たす必要があります。
- (1) 中小企業基本法に基づく中小企業であること。
 - (2) 京都府内に生産拠点または開発拠点を有すること。
 - (3) 製造業または生産性向上分野に関わる情報サービス業（ソフトウェア業等）であること。
 - (4) B to Bマッチングを求める企業であること。
 - (5) 府税の滞納が無いこと。
 - (6) 反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力と一切の関わりが無いこと。
 - (7) 主催者が作成する要領や出展者マニュアル、その他主催者の指示を遵守できる企業であること。

2. 出展及びガイドブック掲載の申込

- (1) 出展又はガイドブック掲載の申込みは、定められた期限までに京都ビジネス交流フェアホームページの WEB 出展申込フォームにて実施してください。
- (2) 事務局が前号の申込みを受け取ったときは、受付完了の旨を連絡することとします。なお、この場合の連絡については承認とは異なりますのでご注意ください。
- (3) 出展小間数は 1 社につき 6 小間を上限とします。

3. 出展及びガイドブック申込の承認

出展又はガイドブック掲載の申込みの受領後、事務局は、出展申込み及びガイドブック掲載申込みの記載内容が本フェアの趣旨に合致するか否かを判断します。承認した場合はその旨を E-mail により連絡することとします。なお、趣旨に適しないと判断した場合、出展及び掲載をお断りすることがありますのでご了承ください。

また、これにより生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

4. 出展小間料金及びガイドブック掲載料の請求と支払

事務局は出展又はガイドブック掲載の申込み承認後、申込者に別に定める出展小間料金又は掲載料を請求します。申込者は定められた期限までに指定の口座に振り込むこととします。なお、振入手数料は申込者が負担するものとします。

5. 出展及び掲載申込の解約（キャンセル）

出展及びガイドブック掲載申込者が、申入後に小間の取消し・小間数変更又は掲載をキャンセルする場合、申込者は書面にて事務局に通知の上、下記のとおり解約（キャンセル）料を支払うものとします。

解約（キャンセル）日	解約（キャンセル）料
募集締め切りの日以前	なし
募集締め切りの日の翌日以降	出展料又は掲載料の 100%

6. 小間位置等の決定

- (1) 小間位置は出展内容、出展規模などを勘案して事務局が決定します。
- (2) 事務局は入場者整理等の都合上、又は展示効果向上のために小間配置を変更し、小間を再配置ができるものとします。
- (3) ガイドブックの掲載箇所についてもその内容等を勘案して事務局が決定することとします。

7. 小間の転貸等の禁止

出展申込者は、自社分の小間を事務局の承諾なしに転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

8. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展申込者は、出展物等の会場への搬入について後日事務局が通知する時間内に行うこととし、小間内の出展物設置は、原則として会期前日の 17 時までに完了するものとします。
- (2) 会期中、出展物等を搬入、移動、搬出する場合、出展申込者は必ず事務局の承認を得た後に作業を行ってください。
- (3) 小間内の出展物及び装飾物等は、後日事務局が通知する時間内に撤去してください。
その時までに撤去されないものは、出展申込者の費用負担で事務局により撤去する場合があります。

9. 展示場の使用

- (1) 出展申込者は、本フェアの開催趣旨に合致し、申込書の出展分野・展示内容欄に明示された内容以外の展示はできません。
- (2) 実演又は他の宣伝・営業活動は、すべて自社展示小間内で行なってください。
- (3) 他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨げとなる方法で自社の小間を作成できません。事務局が展示運営上、小間の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の変更をお願いすることがあります。なお、それに要した費用については出展者の負担とします。

- (4) 隣接する小間へ影響を及ぼす臭気、音響、発光を伴うものの展示及び演奏や集客のためのパフォーマンスなどについては固くお断りします。
- (5) 商談促進のためにブース内で使用する AV 機器や展示物から生じる音、その他ブースから発生する音量は、ブース前面 2 メートルで計測し、75 デシベル未満としてください。
- (6) 事務局は、本フェアの運営に支障をきたす展示物を制限し、また、展示会の目的と合致しない展示物を禁止又は撤去することができるものとします。
- (7) 上記の制限又は撤去の場合、事務局は当該出展申込者に対し、展示費用や小間料の補償等の責任を負わないものとします。
- (8) 各出展申込者は 2 日間の本フェア開催時間内に展示物等の撤去を行なうことはできません。必ず終了時間まで展示を行なってください。

10. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物の管理・保全について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について、その責任を負わないものとします。

11. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建物若しくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとします。
- (2) 出展された製品等について第三者と紛争が起きた場合は、主催者はその責任を一切負いません。

12. 展示会の中止

天災・人災などの災害や感染症等の不可抗力により本フェア開催が困難と判断された場合、事務局は開催の延期・中止を決定します。中止の場合、既に納入済みの出展料金は全部または一部（必要経費を差し引いた残額）を返還します。それ以外に生じた費用・損害などについて事務局は責任を負わないものとします。

13. 個人情報の取扱い

出展者が展示などを通して取得した個人情報について、情報の主体又は主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争解決にあたることとし、主催者はその際一切の責任を負わないものとします。

14. 出展者説明会

出展申込者は、事務局が案内する出展者説明会（動画配信予定）を必ず視聴し、本フェアの趣旨や取組内容について理解した上で出展するものとします。

15. アンケート等への協力

出展者は、展示会各日終了時刻までに、主催者が実施する商談結果等に関するアンケート及び後日実施するフォローアップ調査に協力するものとします。

16. 規約の遵守

- (1) 出展者及び出展関係者は、事務局が定める規約（募集要領、出展マニュアル等）を遵守することに同意するものとします。
- (2) 万が一規約に違反した場合は、出展を拒否することができます。この際に生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

17. 委任

本規約に定めのことについては、募集要領及び出展者マニュアルに定めることとします。